

年をとれば体力や判断力などの衰えは避けられない。高齢者が困るこの一つにお金の管理が挙げられる。介護サービスの契約や医療費の支払いなどが難しくなったり、トラブルに巻き込まれたりすることも珍しくない。こうしてたまたま財産を守り、思い通りに使うには、どう備えればいいのか。

「一人暮らしの不安や悩みが解消されて気持ちが楽になった」。東京都内のケア付き老人ホームで暮らす三宅千里さん(89)は顔をほころばせる。20代とき出身地の広島で被爆、長年体調不良と闘ってきた。40代後半で東京に転勤、退職後も都内で一人暮らしを続けてきた。

だが一昨年、転倒して腰を骨折したのをきっかけに将来の生活に不安を感じるようになった。親族の紹介を受け、高齢者を支援する特定非営利活動法人(NPO法人)「トータルライフサポート(東京・港)」を訪ねた。

増える一人暮らし

三宅さんは一人で出かけるまでに体力を回復させたので、今は定期訪問サービスだけを受けている。もし判断力が低下したら、即座に任意後見に移行する。三國理事長は「三宅さんは介護や葬儀の形式まで既に決めており、最後まで自分の希望通りに暮らせるよう万全の態勢でサポートしたい」と語る。

高齢者の財産 誰に託す

A 判断能力の程度に応じて、利用できる制度が違う

任意後見制度	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が衰えた場合に備え、自分で後見人や支援してもらおう内容を決める 後見人は家族、親族、友人などや法人、弁護士や司法書士、社会福祉士など専門家も可能。報酬は後見人と話し合い決める 公証人役場で公正証書を作成(手数料1万1000円とその他登記手数料など) 後見が始まるのは判断能力が不十分になり、本人や配偶者、4親等以内の親族などが申し立て
財産管理契約	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力はあるが、脳梗塞などで体が不自由になるなどで財産管理が難しい場合 自分で財産管理人を決め契約
日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者などで1人で契約などの判断をすることが難しい場合 全国の社会福祉協議会が実施。年金や預金通帳などの管理や預金の出し入れ、福祉サービスの手続きなど代行 世田谷区の場合、1時間1000円から
法定後見制度	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が不十分になっている場合、家庭裁判所が後見人を選任 本人または配偶者、4親等内の親族などが家裁に申し立て 本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助に分かれる 全てまたは特定の法律行為を代理

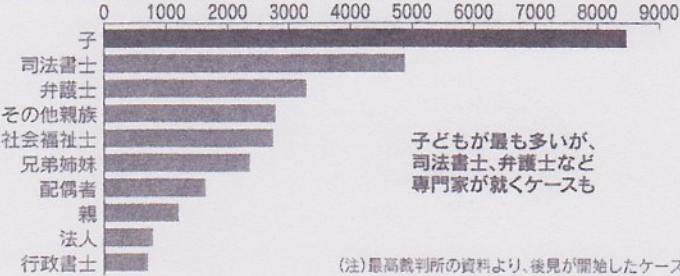


一人暮らしの高齢者が増えている。厚生労働省の調べでは高齢者の独居世帯は2010年に500万を超え、世帯総数の約1割を占めるまでに。周囲に頼れる人がいないため、振り込め詐欺や悪質商法などの被害に遭う高齢者が後を絶たない。判断能力が不十分な人の生活や財産管理を手伝ったり、守ったりするのが「成年後見制度」だ。既に判断能力がなく、家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見」と、元気がなく財産管理や療養看護の事

B 成年後見、申立件数は増加傾向



C 誰が後見人になっているか?(2011年、件数)



元気なうちに代理人選び 任意後見で万が一に備え

元気なうちに代理人を選び、任意後見で万が一に備えよう。任意後見の利用は有力な選択肢になる。弁護士に依頼する手もある。「ホームロイヤール」と呼ばれる、「かかりつけ医」の弁護士版ともいえるサービスだ。日常生活の心配事を気軽に相談できる仕組みであり、東京弁護士会の「オアシス」では月額1万円程度で月1回の相談に応じている。森森弁護士は「ホームロイヤールとして契約しておけば、その後の財産管理や任意後見などにスムーズに移行できる」と話す。

金融機関も支援。金融機関や自治体(社会福祉協議会)など身近なところで頼れる場合もある。「お体の具合はいかがですか」。巣鴨信用金庫(東京・豊島)の営業マンは特段の用がなくとも顧客である高齢者の自宅を度々訪ねる。会話の中から心身に異変はないかチェックするためだ。同信金は都内でも高齢者が多い地域で店舗展開しており「悪質な犯罪から顧客を守る」(伊藤芳之理事)狙いがある。高齢者が店頭で高額な引き落としなどを依頼した場合、別室に案内して職員2人がかりで目的などを確認する。社協は「日常生活自立支援事業」を手がけ、高齢者などの預貯金の出し入れや、医療費など日常的な金銭管理を支援する。品川区社協が運営する品川成年後見センターのように、自立支援事業に任意後見などを組み合わせたサービスを提供することもある。巣鴨信金も高齢者が1人で預

備えとして、任意後見の利用は有力な選択肢になる。弁護士に依頼する手もある。「ホームロイヤール」と呼ばれる、「かかりつけ医」の弁護士版ともいえるサービスだ。日常生活の心配事を気軽に相談できる仕組みであり、東京弁護士会の「オアシス」では月額1万円程度で月1回の相談に応じている。森森弁護士は「ホームロイヤールとして契約しておけば、その後の財産管理や任意後見などにスムーズに移行できる」と話す。中山二基子弁護士は「後見人を選ぶときは慎重に進めてほしい」と助言する。身近に頼める人がいないなら、日本司法書士会連合会が中心となって設立した成年後見センター・リーガルサポートや弁護士会などに相談してみよう。日常生活自立支援事業は、利用者が11年12月末で約3万7270件と伸び悩んでいる。大まかに言って成年後見に至らない高齢者が自分の意思で契約するサービスだが、実際は金銭管理を第三者に依頼することに抵抗感が強い。利用者の半数程度が認知症の高齢者という。「年をとると、いつ体調が悪化するかわからない。万が一に備えて自分の希望を残しておきたい」。老後の資産や暮らしの希望などを書き込める書籍を出版した野原すみれさん(74、横浜市)はこう話す。中山弁護士も「最後まで自分が望む暮らしを続けたいなら、自ら老後に備えることが大切」と訴える。備えあれば憂いなし。元気なうちに早めに準備しよう。(飛田雅則)